

## 地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、地域公共交通を確保・充実し、その利便性向上や利用促進を図るため、市町村又は公共交通事業者が実施するスマート技術を活用したDXやコンパクト+ネットワークによる交通再編の取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、「公共交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

### (補助事業等)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。
- 一 市町村が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画に基づき実施するスマート技術を活用したDXやコンパクト+ネットワークによる交通再編事業
  - 二 公共交通事業者が市町村と連携し、複数の市町村にまたがり実施するスマート技術を活用したDXやコンパクト+ネットワークによる交通再編事業
- 2 前項の補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表に定めるところとする。

### (補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請書の様式)

- 第5条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

### (交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (補助事業の変更申請)

- 第7条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更は、次のとおりとする。
- 一 事業全体の補助対象経費の増減が20%以内又は50万円以内のもの
  - 二 事業内容を大幅に変更しないもの

### (交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4号の交付決定変更通知書を補助事業者に通知するものとする。

### (補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

### (実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

### (額の確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

### (補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

### (財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第8号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることとする。

### (書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から

5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等については、前条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

**(暴力団排除に関する誓約)**

第16条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

**(その他)**

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

**附 則**

この要綱は 令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助下限額
市町村	<p>1 新たなモビリティサービス（AIオンデマンド交通、自動運転バス等）の導入に要する経費</p> <p>2 地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送（福祉有償運送を除く。）、企業・病院・学校の送迎バス等）の導入に要する経費</p> <p>3 コミュニティバスやデマンド交通の再編等に要する経費</p> <p>4 上記のほか地域公共交通のDXやコンパクト+ネットワークに資する事業として知事が認める経費</p>	1/2	<p>500万円</p> <p>複数年度にわたり実施する場合は、複数年度を通じて補助上限額以内とする。</p> <p>埼玉版スーパー・シティプロジェクトの地域まちづくり計画に位置付けられる場合は700万円とする。</p>	50万円
公共交通事業者	<p>1 新たなモビリティサービス（スマートバス停、自動運転バス、MaaSアプリ等）の導入に要する経費</p> <p>2 上記のほか地域公共交通のDXやコンパクト+ネットワークに資する事業として知事が認める経費</p>	1/2	<p>400万円</p> <p>市町村と連携した、複数市町村にまたがる事業に補助する。</p> <p>複数年度にわたり実施する場合は、複数年度を通じて補助上限額以内とする。</p>	50万円

(注)

- 1 補助対象経費は、事業に要する経費（初期費用に限る。）から国の補助金等を控除した額とする。
- 2 補助対象経費には、土地の取得に要する経費を除く。
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（公共交通事業者の場合）

(宛先)

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金交付申請書

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金の交付を受けた  
いので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定  
により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 事業の実施（予定）期間

年 月 日から

年 月 日まで

4 添付書類

(1) 別紙1 事業計画書

(2) 別紙2 事業費内訳書

(3) 別紙3 確認書（公共交通事業者の場合）

(4) 前事業年度の営業報告書及び貸借対照表（公共交通事業者の場合）

(5) その他参考資料

地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金事業計画書（市町村）

補助事業者名 \_\_\_\_\_

事業名	
実施（予定）期間	年 月 日 ~ 年 月 日
予算措置状況	当初予算 ・ 補正予算（ 年 月）
地域公共交通計画の策定状況	年 月 日 策定済
地域まちづくり計画での位置付け	有 ・ 無
事業内容	
成果目標	

(注)

- 1 事業名：補助事業の事業内容を表す事業名を記入してください。
- 2 実施（予定）期間：補助事業の実施（予定）期間を記入してください。
- 3 予算措置状況：当初予算又は補正予算のいずれかに○を付し、補正予算の場合は予定年月を記入してください。
- 4 地域公共交通計画の策定状況：計画の策定年月日を記入してください。
- 5 地域まちづくり計画での位置付け：補助事業が埼玉版スーパー・シティプロジェクトの地域まちづくり計画に位置付けられている場合は有に○を付してください。
- 6 事業内容：補助事業の内容（目的、内容、効果等）を具体的に記入してください。
- 7 成果目標：補助事業の実施による成果目標（利用者数の増加、収支の改善等）を具体的に記入してください。

地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金事業計画書（公共交通事業者）

補助事業者名 \_\_\_\_\_

事業名	
実施（予定）期間	年      月      日    ~      年      月      日
関係市町村	
事業内容	
成果目標	

(注)

- 1 事業名：補助事業の事業内容を表す事業名を記入してください。
- 2 実施（予定）期間：補助事業の実施（予定）期間を記入してください。
- 3 関係市町村：事業内容が交通政策等と整合（合致または効果促進）する市町村を複数記入してください。併せて、要綱様式第1号別紙3（確認書）を全ての関係市町村から取り付けてください。
- 4 事業内容：補助事業の内容（目的、内容、効果等）を具体的に記入してください。
- 5 成果目標：補助事業の実施による成果目標（利用者数の増加、収支の改善等）を具体的に記入してください。

(宛先)

埼玉県知事

所在地

市町村の名称及び代表者の氏名

### 確認書

地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金に関して、以下の公共交通事業者の事業内容は、  
の交通政策と整合するものであることを確認しています。

### 記

1 公共交通事業者名

2 事業名

3 交通政策と整合する理由



様

埼玉県知事

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 支払方法 精算払

4 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(宛先)

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記の補助金について、  
事業の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額

(1) 変更前 金 円

(2) 変更後 金 円

3 変更の理由及び内容

4 添付書類

(1) 別紙 事業費内訳書

(2) その他参考資料

様

埼玉県知事

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で変更申請のあった標記の補助金について、交付決定を変更したので、下記のとおり通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額

(1) 変更前 金 円

(2) 変更後 金 円

3 支払方法 精算払

4 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(宛先)

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記の補助金について、事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 事業の実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 別紙 事業費内訳書
- (2) 事業実施前及び事業完了後の写真又は事業内容の分かる写真
- (3) 補助事業に係る契約書の写し
- (4) 工事竣工届、業務委託完了届又は納品書の写し
- (5) 補助事業者の財務規則等に基づく検査調書又は竣工検査書の写し
- (6) その他参考資料

様

埼玉県知事

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記の補助金について、その額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付確定額 金 円

(宛先)  
埼玉県知事

所在地  
名称及び代表者の氏名

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記の補助金  
について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 交付確定額 金 円

3 請求額 金 円

※債権者コード

下記の銀行口座に振替えてください。	
名義	※ フリガナを併せて記載してください。
区	銀行 支店 信用金庫 農協 支所
分	普通No. 当座No.

※ 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記入してください。

(宛先)

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金に係る財産処分承認申請書

年度地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業補助金で取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第19条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 処分する財産

財産の名称	取得年月日	取得金額（円）

4 処分の理由及び内容

5 処分後の事業計画

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。